

羽曳野市自主防災組織活動補助金交付要綱

制 定 令和 4 年 3 月 2 9 日

最近改正 令和 8 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の団体が自主的に防災活動を行う経費に対して、交付する羽曳野市自主防災組織活動補助金(以下「補助金」という。)について、羽曳野市補助金交付規則(昭和 58 年羽曳野市規則第 13 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 補助金の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、自治会、町会その他の本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第 1 に掲げる費用とする。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、別表第 2 の左欄に掲げる補助対象団体に属する世帯数の区分に応じ、同表右欄に掲げる額を限度とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者(以下「申請者」という。)は、規則第 5 条の規定にかかわらず、羽曳野市自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に別表第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する経費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては第 1 号から第 3 号までに掲げる書類を、別表第 1 第 3 号に規定する経費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、小売市場において取引される備蓄物資又は資機材の購入に係る経費について補助を受けようとする場合において、本市が当該備蓄物資又は当該資機材の小売市場における取引価格を容易に知り得るときは当該備蓄物資又は当該資機材に係る第 2 号の

書類の、本市が当該備蓄物資又は当該資機材の仕様を易に知り得るときは当該備蓄物資又は当該資機材に係る第3号の書類の添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書及び予算書(様式第2号)
- (2) 申請者が徴取した補助対象経費の内訳金額の見積書又はこれに類する書類
- (3) 購入する備蓄物資又は資機材の仕様を確認できる書類
- (4) 受講者確認書(様式第3号)

2 羽曳野市自主防災組織活動補助金交付申請書及びその添付書面は、当該年度の11月末日までに提出しなければならない。ただし、同日までに提出することができないことにつきやむを得ない事情があると認められるときは、同日後の市長が指定する日までに提出することができる。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付するかしないかを決定し、規則第7条の規定にかかわらず、羽曳野市自主防災組織活動補助金の交付に関する決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業内容の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容等を変更又は中止しようとするときは、規則第8条の規定にかかわらず羽曳野市自主防災組織活動補助事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、規則第10条の規定にかかわらず、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、羽曳野市自主防災組織活動補助金実績報告書(様式第6号)に別表第1第1号又は第2号に規定する経費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあつては第1号から第3号までに掲げる書類を、別表第1第3号に規定する経費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあつては第1号、第2号及び第4号に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び決算書(様式第7号)
- (2) 領収書の写しその他の補助対象経費に係る支払いが行われたことが確認できる

書類

(3) 補助事業の実施状況を記録した写真その他の資料

(4) 防災士の認証状の写し

(補助金の交付請求)

第 8 条 補助対象団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、羽曳野市自主防災組織活動補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(物品の管理及び処分の制限)

第 9 条 補助対象団体は、補助対象事業により取得した物品(以下「補助対象物品」という。)を自ら適切に維持し、管理しなければならない。

2 補助対象物品の維持及び管理、処分に必要な経費は、当該補助対象団体が負担するものとする。

3 市長の承認を受けないで、補助対象物品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

補助対象経費	
(1)	防災啓発活動又は防災訓練に係る経費
ア	講師謝礼
イ	印刷製本費
ウ	消耗品費
エ	会場使用料
オ	保険料
カ	アからオまでに掲げる経費に類する経費であって、市長が必要と認めるもの
(2)	防災活動に係る物品購入に係る経費
ア	備蓄物資購入費
イ	資機材購入費
ウ	ア及びイに掲げる経費に類する経費であって、市長が必要と認めるもの
(3)	特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士として認証を受けるために要する次に掲げる経費(防災士として認証を受けた場合に限る。)
ア	防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座の受講料(教本の購入に要する費用を含む。)
イ	防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
ウ	防災士認証登録申請に係る申請料

別表第 2(第 3 条関係)

世帯数区分	補助限度額
50 世帯未満	20,000 円
50 世帯以上 100 世帯未満	30,000 円
100 世帯以上 200 世帯未満	40,000 円
200 世帯以上 400 世帯未満	70,000 円
400 世帯以上	90,000 円